

総合評価落札方式の説明会における質問・回答

川崎市総合評価一般競争入札を本格実施するにあたり、平成22年7月12日(月)に説明会を行いました。その際にいただきました質問に対する回答を掲載いたします。

説明会は、川崎市工事請負有資格業者名簿に登録がある事業者のうち、次の業種及びランクの市内業者の方を対象として行いました。

土木A、舗装A、造園、建築A、電気A、空調・衛生A

総合評価落札方式の適用対象について

Q

総合評価落札方式は、原則として予定価格(税込)1億5千万円(業種:建築は3億円)以上の工事に適用されるとのことですが、「原則として」とはどの程度ですか。

A

予定価格(税込)1億5千万円(業種:建築は3億円)以上の工事については、基本的に総合評価落札方式が適用されると考えていただいて構いません。

緊急性の高い案件等、通常的一般競争入札に付す可能性もあるということです。

また、総合評価落札方式の適用かどうかは必ず公告時にお示しします。

評価項目について

Q

評価項目「過去3年間の本市工事成績評定点の平均点」について、「過去3年間」という期間をもう少し長くしてほしいのですが。

A

企業や配置予定技術者の能力を評価するにあたり、「工事成績評定点の平均点」については、直近のものを評価するのが適当であると考えておりますので、期間については過去3年間とさせていただきます。

簡易型の評価について

Q 1

- ・項目別にどのような評価をした場合に、5点若しくは0点とするのか？
 - ・発注者が設定した「適切な所見」に合致しなければ、0点とされるのか？
 - ・「評価しない提案」に合致しなければ、自動的に5点加算されるのか？
- などの評価基準に係わるご質問をいただきました。

A 1

総合評価一般競争入札ガイドライン等の説明会の質問書様式にも記載させて頂きましたが、評価基準に係わるご質問については、非公開としており回答することはできません。

説明会でご説明した内容は、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)23ページから24ページに記載があるとおり、「評価しない」提案とは、ガイドライン23ページの2の提案書の評価についての(1)にあるとおり、 から に記載している場合です。また、「無効」とする提案は、(2)にあるとおり、提出された各提案書の提案内容が、 から に該当する記載が1項目でもあれば、不適切であると判断し「無効」といたします。この場合、技術評価点を計算せず落札者といたしません。

入札参加者は、「評価しない」並びに「無効」の提案がないように、2項目以上3項目以下で「適切な所見」を記載していただく必要があります。

Q 2

評価・採用された項目・点数について、入札前に教えてもらうことは出来ますか。

A 2

出来ません。

価格以外の評価については、落札者決定後、第8号様式によってのみ公表します。

Q 3

採用されなかった項目についても、契約履行上「提案した」として拘束されますか。

A 3

提出された施工計画の履行については、契約後、評価結果を基にして、監督員と協議し決定することとなります。

失格基準について

Q

失格基準導入の背景と、率をどのように決めたのかを教えてください。

A

平成21年度に総合評価落札方式において低入札が多く発生しました。

低入札の増加は、今後、ダンピングの発生による工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せにつながることを懸念されるため、予定価格（税込）6億円未満の総合評価落札方式の適用工事については失格基準を導入することとし、その率は国土交通省による低入札価格調査の重点調査基準を準用することとしました。

その他

Q

市の施設等の現場調査をするにあたり、申請先や必要書類について教えてください。

A

調査が必要な場合は、設計担当部署の指示に従ってください。